

税務と経営

山村税理士事務所

発行人

税理士 山村 嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045 電話 0975(36) 5231

FAX 0975(36) 5237

ヒントヒント

学ぶこと 元J.R九州会長の唐池恒二氏は61歳の時に簿記検定試験3級に挑戦した。それまで様々な経験はあるが、唯一身を置いたことがなかったのは経理部門。一応社長をしていたので、財務諸表を読み解くことはできるがその過程が今一つしつくりこなかった。私には「理由」を考える癖がある。街を歩き看板や広告に目が行った時は「なぜ今、自分はこれに視線が止まったのか」を自問自答する。にぎわっている店では食事をしながら人気の秘密を考える。そして得た気づきを自社の広告や店作りに生かしてきた。映画や読書、街歩き、旅など一見仕事に関係がないような時間の中にこそ仕事に生かせる学びがある。(日本経済新聞)

税務 ミニガイド

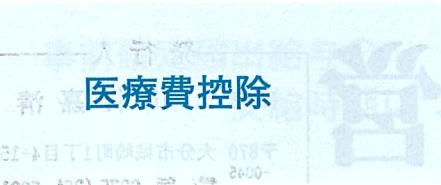
たばこには、たばこ税(国税)、たばこ税(都道府県税・市町村税)、たばこ特別税(国税)が課税され、さらに消費税も課税されています。

現在、税金は、定価の61.7%を占めています。



ヒントヒント





□医療費控除

1月1日から12月31までの間に本人または同一生計の配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合、その支払った医療費の額が一定額を超えるときは、一定額を医療費控除として、所得金額から控除することができます。

□医療費控除の金額

医療費控除の金額は、「その年に支払った医療費の額－保険金などで補てんされる金額－10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額等×5%）」で、200万円が上限となります。保険金などで補てんされる金額には、生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険の高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などが含まれます。

□対象となる医療費

医療費控除の対象となる医療費とは、次のようなものです。

- ①医師または歯科医師による診療または治療の対価
- ②治療または療養に必要な医薬品の購入の対価
(風邪薬などは対象となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のためのものは対象外です)
- ③病院、診療所、介護老人保健施設等へ収容されるための人的役務の提供の対価
- ④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価（疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは対象外です）
- ⑤保健師、看護師、准看護師等による療養上の世話の対価（家族や親類縁者に対する付添料等は対象外です）
- ⑥助産師による分べんの介助の対価
- ⑦病院等への通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事代の費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代・賃借料で通常必要なもの（自家用車で通院する場合のガソリン



○百円ショップ。商品を均一で売るアイデアは古く、享保7年江戸で「十九文見世」「三十八文見世」。その頃は食べ物屋でも「四文屋」があった。明治時代になると「8厘均一」「2銭8厘均一」。松屋呉服店が行った「均一法大売出し」「一円均一」があり、大阪高島屋が大正時代に「なんでも十銭均一売り場」、昭和には全国に「高島屋十銭ストア」を展開した。



代等は対象外です)

- ⑧医師等による診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯、眼鏡などの購入費用

□医療控除の手続き

医療費控除の適用を受けるためには、確定申告が必要です。

その際、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」または医療保険者が発行する一定の「医療費通知」を添付することになります。

□セルフメディケーション税制

医療費控除の特例として、セルフメディケーション税制があり、通常の医療費控除に代えて適用する（選択適用）ことができます。セルフメディケーション税制は、健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組（健診・予防接種等）を行っている人が、本人または同一生計の配偶者その他の親族のために一定額を超える特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品等）購入費を支払った場合に、適用することができます。医療費控除額は、「特定一般用医薬品等購入額－保険金などで補填される金額－12,000円」で、88,000円が上限となります。

「年収の壁」の問題と 暫定的な時限措置

年収が一定額を超えると所得税、社会保険料や厚生年金などの負担が発生することによって給料の手取りの金額が減少してしまう「年収の壁」の問題を巡り、厚労省は年収130万円を超えても連続2年までなら扶養の枠内にとどまるようにする方針を決定しました。2025年度に実施する予定の5年に一度の年金制度改革までのつなぎ措置とし、2023年10月から実施されます。

□「年収の壁」とは

企業で働くパート労働者の年収が103万円を超えた場合、超えた部分に関しては所得税の納付義務が生じます。これが「年収の壁」です。

次に、従業員が101人以上の企業で働くパート労働者の場合は「106万円」、従業員が100人以下の企業では「130万円」を年収が超えた場

合には、厚生年金や健康保険、介護保険などの社会保険料を支払う義務が生じます。特に年収が130万円以下の場合は扶養者（夫又は妻、親など）の社会保険に加入できるため、社会保険は免除されますが130万円を超えた場合は自身で会社の社会保険に加入し社会保険料を支払うか、国民健康保険に加入する必要があります。

□今回の変更点

まず「年収106万円の壁」に対する厚労省の対策としては、「壁」を超えた場合であっても労働者の手取りが減らないよう賃上げ、また勤務時間を引き延ばした企業や、扶養から外れた労働者が社会保険に加入した場合、労働者の社会保険料を手当の支払いなどで支援した企業に対して新たに助成することなどがあります。

次に「年収130万円の壁」に関しては、厚労省が労働者の年収が130万円を超えた場合であっても扶養にとどまるよう、雇用主が一時的な収入増だと証明し、健康保険組合などが個別に判断する仕組みを取り入れるとともに、手続きのための書類もより簡素化します。

ナマの税務相談室

Q

住宅ローンの残債が団体信用保険の保険金で返済された場合の取り扱いですが、夫婦で住宅を取得するにあたり、銀行で連帯債務として住宅ローンを借りました。夫が死亡したため住宅ローンの金額が保険金で返済されました。妻の債務、もなくなりましたが、相続税について課税関係は生じますか。

A

連帯債務の場合は、債権者（銀行）に対する関係では、各債務者（夫婦）がそれぞれその債務の全額について返済する義務を負うこととされています。このため、死亡した夫の団体信用生命保険の保険金により、夫婦連帯で借り入れている住宅ローンの残債が全額返済されたものと考えます。

しかし、債権者に対しては前記の取り扱いとなる連帯債務であっても、債務者相互間で負担割合を定めることは認められております。

すなわち、連帯債務者相互間の連帯債務の負

連帯債務の保険金による返済と相続課税

担割合は

①連帯債務者間において負担割合の定めがあるときは、その割合により、

②連帯債務者間において負担割合の定めがなく、その連帯債務から受けた利益の割合が明らかであるときは、その受けた利益の割合により、

③連帯債務者間において負担割合の定めがなく、かつ、その連帯債務から受けた利益の割合も明らかでないときは、平等の割合によるものとされています。

ご紹介の事案については、妻も一定割合の債務を負っていたと記載されており、具体的な妻の債務の額については、住宅借入金等特別控除の申告や共有登記の内容等から確認可能であると考えます。この事案については、妻の債務が夫の死亡保険金により返済されたわけですからその保険金部分については夫の相続財産として取り扱うのが妥当であると考えます。

ナマの税務相談室

事前確定届出給与の支給時期について

法人の役員賞与を損金算入出来るようにするには、事前確定届出をしておく必要があります。事前確定届出についての法律の規定には、「その役員の職務」「所定の時期」「確定した額の金銭」との文言があり、「政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしていること」と定められています。

政令には、株主総会での決議が必要なこと、届出期限は職務の執行の開始の日から1月を経過する日であること、届出の書類は省令で規定するものに拠ることと規定されています。省令の規定による記載事項によると、「事前確定届出給与の支給時期並びに

各支給時期における支給額」を書くこととされており、複数回の支給が予定されている文言になっています。

もし、役員賞与（事前確定届出給与）の支給を最も早いタイミングで1回だけ実行しようとしたら、事前確定届出が前提なので、定期株主総会終了後に職務執行期間が開始したら直ぐ税務署への届出を済ませ、その届出書の提出を確認してから事前確定届出給与の支払いをする、という段取りになるので、株主総会後一週間以内の日を「支給時期」とすることが可能です。

しかし、規定の文理からだけでそれを了と言えたとしても、立法の趣旨は、役員

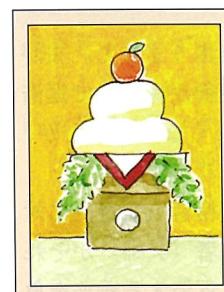
の委任された職務の執行の対価としての役員賞与の支払いなので、1回だけの支給だとしたら、職務執行期間終了後、即ち1年後の支払いとするのが筋です。

ところが、税務行政サイドにはこの趣旨解釈に傾く気配はありません。先の文理解釈をすら容認しそうです。質疑応答事例では、3月決算5月申告法人が6月の賞与支給時期に事前確定届出賞与の支払いをすることを了としています。

また、別な質疑応答事例では、定期株主総会が6月終盤で、支給時期が12月と翌年6月で、実際に届出通りに賞与の支給がなされたのは12月だけだったとしても、12月支給分については損金算入、6月支給分だけ損金不算入の取扱いとされています。拘っているのは、届出額と支給額の一致だけのように見えます。

昨日は取り戻せないけれど
明日勝つか負けるか
自分次第だ。

(アメリカ大統領リンドン・ジョンソン)



餅子規「丸きもの初日輪飾り鏡
かな五空」
「川風に一月場所の太鼓
士の給料は源泉税天引きの
給与所得。優勝賞金、三賞
は一時所得、懸賞金は事業
所得で確定申告が必要です。
懸賞金は一本6万2千円、
事務費や税金等を天引きさ
れて手取りは3万円です。
「万両やまたも一月駆け
過ぎぬ澄雄」
7日小寒、22日大寒。

1月の税務メモ

(国 税)

- 12月分源泉所得税の納付
(特例適用者は7~12月の半年分)
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

(地方税)

- | | |
|-----|--------------------|
| 10日 | ○12月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 22日 | ○11月決算法人の確定申告 |
| 31日 | ○5月決算法人の中間(予定)申告 |
| 〃 | ○給与支払報告書の提出 |
| 〃 | ○償却資産(固定資産)の申告 |
| 〃 | ○個人住民税の第4期分納付 |
- (地方条例による)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。